

株式会社アイ・エム・ジェイ

東京都目黒区青葉台 3-6-28

代表取締役社長 櫻井 徹

大証 JASDAQ (4305)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、2012年11月22日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「2012年11月22日付当社リリース」といいます。))においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記1.②において定義します。以下同じです。))の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。))及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。))に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、JASDAQの株券上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から2013年1月27日まで、整理銘柄に指定された後、2013年1月28日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、2013年1月30日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。))を、2013年1月31日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき、11,490分の1株の割合をもって新たに発行する当社A種種類株式を交付する株主様と定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更等の内容

当社は、2012年11月22日付当社リリースにおいてお知らせしましたとおり、以下の①ないし③までの方法による当社の定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得(以下「本定款一部変更等」と総称します。))について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、当社が従前発行していた普通株式に加えて、A種種類株式を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。))といたします。

また、上記定款変更と併せて、A種種類株式に取得条項を付すとともに、かかる取得条項に基づく取得の対価として交付するB種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。

- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。))を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。))。なお、全部取得条項付普通株式の内容

として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A種種類株式を 11,490 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の各株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えにA種種類株式を 11,490 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社ビー・ホールディングス(以下「ビー・ホールディングス」といいます。)及びカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下「カルチュア・コンビニエンス・クラブ」といいます。)以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定であり、かかる各株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

2. 全部取得条項に係る定款一部変更(本定款一部変更等のうち①及び②)の承認決議

(1)承認可決された事項の内容

本定款一部変更等のうち①の種類株式発行に係る定款一部変更及びこれに伴う所要の定款一部変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本定款一部変更等のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款一部変更の内容は、2012 年 11 月 22 日付当社リリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款一部変更の内容は、同リリースの「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」に記載のとおりであります。

(2)定款変更の効力発生日

本定款一部変更等のうち①の種類株式発行に係る定款一部変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、本定款一部変更等のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、2013 年 1 月 31 日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち③)の承認決議

(1)承認可決された事項の内容

本定款一部変更等のうち③の全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。本議案の内容は、2012 年 11 月 22 日付当社リリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法 171 条第 1 項並びに本定款一部変更等のうち①及び②による変更後の当社の定款に基づき、取得日(下記(2)において定めます。)において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A種種類株式を 11,490 分の 1 株の割合をもって交付するものです。なお、当該交付がなされるA種種類株式の数は、ビー・ホールディングス及びカルチュア・コンビニエンス・クラブ以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が 1 株未満の

端数となるように設定されております。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

本定款一部変更等のうち③の全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生を条件として、2013年1月31日(以下「取得日」といいます。)に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

本定款一部変更等のうち③の全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を11,490分の1株の割合をもって交付いたします。

また、かかる株主様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる場合には、当社は、1株未満の端数の合計(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式を、会社法234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の、A種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式数に28,500円(ビー・ホールディングスが2012年8月15日から2012年10月10日まで当社普通株式及び新株予約権に対して行った公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

4. 本定款一部変更等の日程の概要(予定)

種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	2012年12月21日(金)
当社普通株式の整理銘柄への指定	2012年12月21日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日設定公告	2012年12月21日(金)
当社普通株式の売買最終日	2013年1月25日(金)
当社普通株式の上場廃止日	2013年1月28日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	2013年1月30日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	2013年1月31日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	2013年1月31日(木)

以上

本件に関するお問合せ先

株式会社アイ・エム・ジェイ

取締役 堀口雄二

TEL: 03-6415-4257 E-mail: irpr@imjp.co.jp